

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
電 気 料 金 プ ラ ン 約 款 【えちてん電気 ホーム】 2024年4月1日実施 越後天然ガス株式会社	電 気 料 金 プ ラ ン 約 款 【えちてん電気 ホーム】 2024年10月1日実施 越後天然ガス株式会社

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
3. 適用条件 (1)電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電流が 40 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。 ロ 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを1キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。	3. 適用条件 (1)電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。 イ 契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。または、契約容量7キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア以下であること。 ロ 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合は、契約電流または契約容量（以下「契約電流等」といいます。）と契約電力との合計（この場合、10 アンペアあたりもしくは1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50 キロワット未満であること。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
(2) 1 需要場所において動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)イに該当し、かつ、(1)ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。	(2) 1 需要場所において、動力契約とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)イに該当し、かつ、(1)ロの契約電流等と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
5. 契約電流 (+)契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出teいただく契約電流の値等に決定することがあります。また、イの場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。	5. 契約電流および契約容量 (1)当社は、託送約款等にもとづき、契約電流または契約容量のどちらかを設定します。 (2)契約電流は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出teいただく契約電流の値等に決定することがあります。また、イの場合で、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値と、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値が異なる場合には、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値に決定することがあります。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
イ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。 (2)当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。	イ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約電流の値とします。 (3)契約容量は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1（契約容量および契約電力の計算方法）により計算された値に決定することがあります。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
	イ 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。 (4)当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。また、契約容量が、(2)ただし書きにもとづき、契約主開閉器の定格電流より計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただき、当社および当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を必要に応じて確認します。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後														
6. 電気料金 (1)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、消費税相当額を含みます。 <table> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,478.40 円</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,848.00 円</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,217.60 円</td></tr> </table>	契約電流 40 アンペア	1,478.40 円	契約電流 50 アンペア	1,848.00 円	契約電流 60 アンペア	2,217.60 円	6. 電気料金 (1)基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。なお、消費税相当額を含みます。 イ 電流契約 <table> <tr> <td>契約電流 30 アンペア</td><td>1,108.80 円</td></tr> <tr> <td>契約電流 40 アンペア</td><td>1,478.40 円</td></tr> <tr> <td>契約電流 50 アンペア</td><td>1,848.00 円</td></tr> <tr> <td>契約電流 60 アンペア</td><td>2,217.60 円</td></tr> </table>	契約電流 30 アンペア	1,108.80 円	契約電流 40 アンペア	1,478.40 円	契約電流 50 アンペア	1,848.00 円	契約電流 60 アンペア	2,217.60 円
契約電流 40 アンペア	1,478.40 円														
契約電流 50 アンペア	1,848.00 円														
契約電流 60 アンペア	2,217.60 円														
契約電流 30 アンペア	1,108.80 円														
契約電流 40 アンペア	1,478.40 円														
契約電流 50 アンペア	1,848.00 円														
契約電流 60 アンペア	2,217.60 円														

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後														
(2)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。なお、消費税相当額を含みます。 <table> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>29.62 円</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>36.37 円</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>40.32 円</td></tr> </table>	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62 円	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.37 円	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.32 円	ロ 容量契約 <table> <tr> <td>契約容量 1 キロボルトアンペアにつき</td><td>369.60 円</td></tr> </table> (2)電力量料金 電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。なお、消費税相当額を含みます。 <table> <tr> <td>最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>29.62 円</td></tr> <tr> <td>120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき</td><td>36.37 円</td></tr> <tr> <td>300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき</td><td>37.49 円</td></tr> </table>	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369.60 円	最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62 円	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.37 円	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.49 円
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62 円														
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.37 円														
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.32 円														
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	369.60 円														
最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29.62 円														
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.37 円														
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37.49 円														

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
7. 契約電流の変更 (1)当社が、お客さまからの契約電流の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。 (2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流を変更することはできません。 (3)契約電流の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（需給約款の変更）(4)に準じます。	7. 契約電流等の変更 (1)当社が、お客さまからの契約電流等の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。 (2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流等を変更することはできません。 (3)契約電流等の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款2（本約款等の変更）(4)に準じます。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
附 則 1 えちてん電気ホームプランの実施期日 えちてん電気ホームプランは、2024 年 4 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 えちてん電気ホームプランの実施期日 えちてん電気ホームプランは、2024 年 4 月 1 日から実施いたします。

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
	別 表 1. 契約容量および契約電力の計算方法 お客さまが契約主開閉器により契約容量または契約電力を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量または契約電力は、次により計算します。 (1)供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合 $\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times (1 \div 1,000)$

電気料金プラン約款【えちてん電気 ホーム】 新旧対照表

改定前	改定後
	なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトとします。 (2)供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合 契約主開閉器の定格電流(アンペア)×電圧(ボルト)×1.732× (1÷1,000)